

ゲーム・ミスコンダクト・ペナルティ及びマッチ・ペナルティの取扱要項

公益財団法人 日本アイスホッケー連盟 審議委員会

1 目的

この要項は、アイスホッケー公式国際競技規則第 109 条に規定されるゲーム・ミスコンダクト・ペナルティ及び第 110 条に規定されるマッチ・ペナルティに係る追加処分の取り扱いについて定めるものである。

2 懲戒委員会

- (1) 各加盟団体は、主催又は主管する大会等において、ゲーム・ミスコンダクト・ペナルティ又はマッチ・ペナルティが発生した場合には、当該試合終了後直ちに懲戒委員会を開き、当該選手の処分に関する意見を取りまとめ、速やかに加盟団体会長に上申しなければならない。
- (2) 加盟団体会長は、これを受けて処分を決定し、関係者に通知するとともに、速やかに本連盟審議委員会に報告書を提出しなければならない。
- (3) 懲戒委員会の運営の詳細については、「懲戒委員会運営要項」（平成 28 年 7 月 1 日制定）に定める。

3 追加処分対象大会

追加処분을科すことのできる大会は、次に掲げる大会及び公式試合とし、アジアリーグアイスホッケーや国際アイスホッケー連盟の主催大会は対象外とする。

- (1) 本連盟が主催又は主管する大会及び公式試合
- (2) 加盟団体が主催又は主管する大会及び公式試合
- (3) 各学生氷上競技連盟、高体連、中体連が主催又は主管する大会及び公式試合
- (4) アジアリーグ加盟チーム定期戦
- (5) 国際交流試合

4 追加処分の決定

- (1) 追加処分は、「追加処分に関するペナルティ・ガイドライン」に照らして決定するものとする。ただし、ガイドラインによる出場停止試合数は最低限の処分であり、内容や相手選手の怪我の程度に応じて、懲戒委員会により加重することができる。
- (2) 3 の各号に掲げる大会及び公式試合で発生したゲーム・ミスコンダクト・ペナルティの累積は、アイスホッケー公式国際競技規則第 109 条第 2 項の規定のとおり、当該大会限りとし、他の大会等への持越しはないものとする。

ただし、4 の (1) により追加処分を受けた者は、その追加処分の期間が満了するまで 3 の各号に掲げる大会等への出場資格を有しないものとする。
- (3) 追加処分が加えられることとなった場合は、報告書郵送の前にまず F A X または e-mail にて報告しなければならない。

FAX : 03-5843-0376 e-mail: jihf@jihf.or.jp

5 追加処分の完了報告

- (1) 追加処分を受けた選手の所属チームの監督は、出場停止処分の試合数が完了した際には、別紙1「追加処分完了に関する報告」により完了年月日とその該当試合等について所属する加盟団体に報告し、加盟団体会長は速やかに公益財団法人日本アイスホッケー連盟の審議委員会委員長に当該報告書を添えて報告しなければならない。
- (2) 公益財団法人日本アイスホッケー連盟の審議委員会委員長は、別紙1の報告を受けた際には、別紙2「ペナルティ報告書一覧」の「処分解除年月日」にその旨を記載し、速やかに全ての加盟団体に周知しなければならない。

6 その他

- (1) 練習試合等の競技会以外の大会において発生した重大な反則行為及びスポーツ倫理に反する行為については、当該チーム、選手又はチーム役員を管轄する加盟団体の懲戒委員会又は本連盟審議委員会が、関係者からの申告に基づきこれを調査し、懲戒処分を加えることができる。
- (2) インラインホッケーにおけるペナルティの処分は、アイスホッケーの試合には及ばないものとする。

7 要項の改廃

この要項の改廃は、審議委員会の決定による。

8 要項制定日

この要項は、令和3年1月9日から施行する。

《 参 考 》

■ ゲーム・ミスコンダクト・ペナルティ及びマッチ・ペナルティの取扱いについて (通達)

追加処分に関するペナルティ・ガイドラインの内容や追加処分の完了報告手続きなどを改めた際に、審議委員会から加盟団体に対し、文書で通知している。

■ 懲戒委員会運営要項

大会ごとに設けることになっている懲戒委員会の構成や運営方法等について定めたもので、J I H Fのホームページに掲載している。

■ 追加処分に関するペナルティ・ガイドライン及び解釈

ゲーム・ミスコンダクト・ペナルティ及びマッチ・ペナルティが発生した際の追加処分(出場停止試合数)の最低基準を示したものであり、J I H Fのホームページに掲載している。